制度名	荒廃農地利活用促進交付金	主管課名	農業経営課 基盤強化 G	
		問合せ先	029-301-3833	
目的・趣旨	農業者や農業者組織等が, 荒廃農地を 行う, 再生作業, 土壌改良, 営農定着, 合的に支援する。			

## 〔対象団体〕

市町村

#### 〔対象事業〕

荒廃農地の再生・利用活動

## 〔補助要件等〕

- ・農振農用地区域内の農地であること
- ・再生農地において、5年間以上耕作を行うこと

#### 〔対象経費〕

- ・荒廃農地の再生作業・発生防止(雑木の除去等)や土壌改良(土づくり等)に要する経費
- ・基盤(暗きょ・農道等)の整備費
- ・農業用機械・施設(収穫機やハウス等、リース方式)の整備費
- ・農業体験施設の整備費
- ・営農定着に要する経費 (種代等)

ただし、米及び水田の直接支払交付金の支援対象外の場合に対象

・経営展開(加工・販売の試行等の取組)に要する経費

#### 〔補助の内容等〕

- ·再生作業 · 発生防止
  - 1号遊休農地:農地の再生費用が10万円/10a以上相当の場合に,5万円/10aを補助2号遊休農地:農地の再生費用が4万円/10a以上相当の場合に,2万円/10aを補助ただし,重機等を用いた再生作業の場合は,再生経費の1/2を補助
  - ※再生作業に併せて中心経営体に集約化(面的集積)する場合,助成単価を2割加算中山間地域において実施する場合,優遇措置あり
- 十壤改良, 営農定着
  - 2.5万円/10 a を補助
- ・施設等補完整備(基盤整備,農業用機械・施設の整備,農業体験施設の整備),経営展開 1/2 を補助
- ※いずれの事業においても総事業費200万円を上限とする。

### [経費負担割合]

区分	国	県	市町村	その他		
荒廃農地等利活用促進交付金	10/10	_	_	-		
〔30年度当初予算〕	〔30年度補助対象団体〕					
29, 125 千円				44 市町村		

# [備考]

補助の流れ

 国
 配分交付
 都道府県
 交付
 市町村
 交付
 取組主体